

## 法務省発表「2012年難民認定者数等」について

2013年3月19日、法務省は2012年の難民認定者数、申請者数、不認定者数や処理件数を発表しました。

### [平成24年における難民認定者数等について](#)（法務省）

これらについて RAFIQ の見解を以下に表明します。

---

#### 1) 過去最低の認定率 わずか2名の難民認定者！

2012年の難民認定者は18名ですが、このうち裁判で勝訴した方が3名います。また2次審査の異議申し立てを行い参与員の審議で認定された方が13名いますので、実際に一時審査で認定した方は2名です。認定率は過去最低だった昨年(2011年)の0.33%をさらに下回り0.23%になります。

この数はほとんど「認定しない」という数で「難民条約加盟国」と言えるでしょうか？ 「人権先進国」のほとんどが20%~50%の認定率であるのに対して、厳格な日本独自の基準があったとしても少なすぎます。難民認定制度そのものの在り方を見直さなければならないと時期に来ていると思います。

#### 2) 過去最高の申請者、出身国も50か国に！

2008年に難民申請者が1000人を超して4年で初めて2000人を超し、2545人が難民申請しました。出身国も50か国になり、アジアのみでなく政情不安なアフリカなど世界各国から「迫害の恐れがある」方たちが日本に庇護を求めています。

日本の人道支援の在り方を世界の国々から問われています。

申請者の中には再申請のかたが573人(23%)含まれています。難民と不認定されても「それでも難民」という方が再申請をせざるしかなく、このままでは再申請者がますます増えるのではないのでしょうか？

#### 3) 大量の異議申立てと参与員制度でも救われない申請者！

2次審査の異議申立て者は1738人おり異議申立ての処理数は996人です。そのうち13人しか認めていません。2004年に難民認定法が改正した時に「専門家での第3者機関の審査」の

代わりに導入された「参与員制度」です。難民に関する専門知識がある方も入っていますが、「外国に関する学識経験者」などで構成されています。参与員の方々ががんばっても半数しか処理できず、認定数も増えないのであれば、この参与員制度も見直さなければならないと思います。

#### 4) 難民申請者・異議申立て者への人道支援を！

今年だけでも 2545 人の難民申請者や 1939 人の異議申し立て者がいます。

「仮滞在」はほとんど認められず、彼らの多くは生活の保障がありません。庇護希望者への基本的な生活が守られる支援が早急に必要になっています。

2013 年 4 月 15 日